

# 令和5年度宇和島市障害者就労施設等からの物品等調達方針

令和5年4月1日

宇和島市（宇和島地区広域事務組合を含む。以下、「市」という。）は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、次のとおり調達方針を定める。

## 1 用語の定義

本調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例によるものとする。

## 2 調達方針の適用範囲等

本調達方針の適用範囲は、市におけるすべての組織を対象とする。

## 3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のうち物品の調達、役務の提供が可能な施設等とする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく施設、事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（ただし、就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設に限る）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障害者を多数雇用している企業等

ア 障害者雇用促進法における特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所（①から③をすべて満たす事業所）

① 障害者の雇用数が5人以上

② 従業員のうち、障害者の占める割合が20%以上

③ 雇用障害者に占める重度障害者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者

在宅等において、物品の製造又は役務の提供等の業務を自ら行う障害者

イ 在宅就業支援団体

在宅就業者に対する援助の業務等を行う団体

4 調達の対象品目

市が調達を推進する物品等については、次のとおりとする。

大分類	小分類
1 加工食品	1-1 パン
	1-2 菓子
	1-3 弁当
	1-4 惣菜
	1-5 ソース、ジャム、スープ
	1-6 その他
2 農作物	2-1 穀物
	2-2 野菜
	2-3 果物
	2-4 花苗
	2-5 その他
3 繊維製品	3-1 タオル、雑巾、ふきん
	3-2 縫製製品
	3-3 その他
4 木製品	4-1 家具
	4-2 竹製品
	4-3 雑貨、小物
	4-4 その他
5 その他製品	5-1 紙製品
	5-2 陶芸製品
	5-3 ビーズ製品
	5-4 アクリル製品
	5-5 その他
6 印刷	6-1 名刺
	6-2 ハガキ、封筒
	6-3 チラシ、パンフレット、ポスター
	6-4 チケット、伝票類
	6-5 点字印刷
	6-6 その他
7 環境関連	7-1 ごみ袋
	7-2 石鹸
	7-3 環境微生物製品
	7-4 環境用機器・製品
	7-5 リサイクル製品
	7-6 その他

大分類	小分類
8 クリーニング	8-1 クリーニング
	8-2 その他
9 清掃・施設管理	9-1 清掃・除草
	9-2 維持管理（清掃・除草を除く）
	9-3 剪定、水やり、消毒
	9-4 その他
10 内職	10-1 封入、袋詰め、包装
	10-2 記入、発送
	10-3 シール貼り
	10-4 箱折り
	10-5 選別、検品
	10-6 組み立て、解体
	10-7 その他
11 軽作業	11-1 農作業
	11-2 収集運搬
	11-3 その他
12 サービス提供	12-1 飲食店等の運営
	12-2 その他
13 IT関連	13-1 データ入力
	13-2 テープ起こし
	13-3 動画編集
	13-4 デザイン構成、ホームページ制作
	13-5 システム開発
	13-6 その他

## 5 物品等の調達目標

市が障害者就労施設等から調達する物品及び役務の提供の目標は、次項のとおりとする。

- |           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| (1) 物品等   | 1,126,000 円 (その他製品、繊維製品、環境関連等) |
|           | 337,000 円 (加工食品)               |
|           | 1,065,000 円 (農作物)              |
| 小計        | 2,528,000 円                    |
| (2) 役 務   | 150,000 円 (公園清掃業務等)            |
|           | 302,000 円 (草刈り業務)              |
|           | 500,000 円 (牛乳パックリサイクル)         |
| 小計        | 952,000 円                      |
| 物品等及び役務合計 | 3,480,000 円                    |

## 6 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等から物品等の調達を推進するため、市全庁的な取り組みを推進する。
- (2) 障害者就労施設等が提供可能な物品及び役務の情報については、組織全体で情報を共有する。
- (3) 予算の適正な執行に留意しつつ、宇和島市契約規則及び関係法令を遵守の上、可能な限りにおいて障害者就労施設等へ発注するよう努める。
- (4) 当該年度の発注可能な物品等の情報については、年度当初にあらかじめ市ホームページを通じて障害者就労施設等へ情報を提供する。

## 7 調達実績の方法

本調達方針に基づき当該年度に調達した実績については、福祉課が当該年度末をもってとりまとめ、翌年度に市のホームページを通じて公表する。

## 8 本調達方針に基づく各担当窓口

- (1) 調達方針担当  
福祉課 (障がい福祉係)
- (2) 契約に係る各担当窓口  
各業務発注部署